

障害児者日常生活用具給付要綱

(総則)

第1条 障害者及び障害児（以下「障害児者」という。）に対する日常生活用具（以下「用具」という。）の給付については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 用具の給付を受けることのできる者（以下「給付対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有している別表第1に掲げる障害児者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定されている者

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる疾病により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度の障害を有すると医師が診断した者（以下「難病患者等」という。）

(2) 用具の給付を受けようとする障害者及び配偶者のいずれもが、市町村民税の所得割の額が46万円未満であること。

(3) 在宅の障害児者であること（頭部保護帽、歩行補助杖、携帯用会話補助装置、点字器、人工喉頭、ストマ用具、ストマ代替用具及び収尿器の給付については、この限りでない。）。

2 前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる障害児者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設等入所障害者（市が同条第1項に基づき介護給付費等の支給決定を行った者に限る。）であって同条第2項に規定する特定施設（以下単に「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（同項に規定する継続入所等障害者にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地。以下「居住地特例地」という。）が市内であるものについては給付対象者とし、居住地特例地が他の市町村の区域内であるものについては給付対象者としない。

(用具の種目等)

第3条 給付の対象となる用具は、別表第1に規定するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付の対象となる場合は、給付しないものとする。

2 市長は、用具を給付した者に対して、別表第1に規定する当該用具の耐用年数を経過していないときは、当該用具と同種のものは給付しないものとする。ただし、給付した用具が修理できない等の理由により使用が困難となったときは、この限りでない。

3 点字図書の給付については、給付対象者1人につき、1年度につき6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入する必要があるものはこの限りではない。

4 居宅生活動作補助用具の給付については、給付対象者1人につき、1回の給付を限度とする。

(申請等)

第4条 用具の給付を受けようとする障害児者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。ただし、難病患者等にあつては、診断書（第2号様式）を当該申請書に添付して提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、用具の給付の可否を決定するものとする。

3 市長は、用具の給付を決定したときは、日常生活用具給付券（第3号様式）を申請者に交付する。ただし、ストマ用具及びストマ代替用具（以下「ストマ用具等」という。）に係る給付を決定したときは、ストマ用具等給付券（第4号様式）を交付するものとする。

4 ストマ用具等給付券については、4月から9月まで及び10月から3月までの半年ごとの申請により、6月につき1枚を交付するものとする。

(用具の受領)

第5条 日常生活用具給付券又はストマ用具等給付券（以下「給付券」という。）の交付を受けた者（以下「給付券交付者」という。）は、市長の指定する用具取扱業者（以下単に「用具取扱業者」という。）に当該給付券を提出して用具を受領するものとする。

(自己負担金)

第6条 給付券交付者は、用具の購入に要する費用の一部（以下「自己負担金」という。）を負担しなければならない。

- 2 自己負担金の額は、別表第1に定める基準額（その額が現に当該用具に要する費用の額を超えるときは、当該現に要する費用の額とする。以下同じ。）の100分の10に相当する額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、点字図書の給付に係る自己負担金の額は、当該図書を一般図書として購入する場合の実費相当の額とし、ストマ用具等の給付に係る自己負担金の額は、基準額の100分の10に相当する額に、別表第2に定める自己負担率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 4 給付券交付者は、自己負担金を直接用具取扱業者に支払わなければならない。
- 5 自己負担金に係る助成については、補装具等費用助成事業実施要綱（平成18年10月1日制定）に定めるところによる。

（費用の支払）

第7条 市長は、用具取扱業者が給付券交付者に用具を引渡した後に、基準額又は現に用具に要する費用から自己負担金を控除した後の額を当該用具業者からの請求により、支払うものとする。

- 2 用具取扱業者は、前項の請求の際には、給付券及び用具の受領を証する書類を添付しなければならない。

（台帳）

第8条 市長は、障害児者日常生活用具給付台帳を作成し、給付内容等を記録し、及び保存するものとする。

（目的外使用の禁止）

第9条 給付券交付者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

（その他）

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

（関係要綱の廃止）

- 2 重度心身障害児等日常生活用具給付要綱（昭和50年4月1日制定）、ストマ用装具購入費助成事業実施要綱（平成2年4月1日制定）及び重度身体障害者自立促進用具購入費助成要綱（平成3年4月1日制定）は廃止する

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条第2号の改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条、第6条第2項関係）

種目	障害児者	性能等	基準額	耐用年数
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できるもの	円 154,000	８年
	寝たきりの状態にある難病患者等			
特殊マット	下肢又は体幹機能障害１級以上であり、常時介護を要する障害者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できるもの	19,600	５年
	寝たきりの状態にある難病患者等			
	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（原則として３歳以上のものとする。）	失禁等による汚染又は損耗を防止するためマット（寝具）にビニール等の加工をしたもの		
	知的障害の程度が重度又は最重度である障害児者			
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害１級であり、常時介護を要する障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	５年
	自力で排尿できない難病患者等			
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上であり、入浴に介助を要する障害児者（原則として３歳以上のものとする。）	障害児者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	５年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上であり、下着交換に介助を要する障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	介助者が障害児者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	５年
	寝たきりの状態にある難病患者等			
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児者（原則として３歳以上のものとする。）	介護者が障害児者を移動させるに当たって容易に使用し得るもの（天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。）	250,000	４年
	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			
訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（原則として３歳以上のものとする。）	原則として付属のテーブルをつけるものとする	33,100	５年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児（原則として学齢児以上のものとする。）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	８年
	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			
入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害があり、入浴に介助を要する障害児者（原則として３歳以上のものとする。）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害児者又は介助者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	90,000	８年
	入浴に介助を要する難病患者等			
便器（ポータブルトイレ）	下肢又は体幹機能障害２級以上の障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	障害児者が容易に使用し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	9,900	８年
	常時介護を要する難病患者等			
頭部保護帽	知的障害の程度が重度又は最重度であり、てんかんの発作等により頻繁に転倒する障害児者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	15,200	３年
	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害があり、頻繁に転倒する障害児者			

歩行補助杖 (T字状、 棒状のもの)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害があり、室内及び室外の歩行において杖を必要とする障害児者	障害者が容易に使用し得るもの（松葉杖や多点杖等は除き一本杖に限る。）	3,000	3年
移動・移乗 支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする障害児者（原則として3歳以上のものとする。）	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等のための手すり、スロープ等であり、障害児者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの（住宅改修を伴うものを除く。）	60,000	8年
	下肢が不自由な難病患者等			
特殊便器	上肢障害2級以上の障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）	151,200	8年
	上肢機能に障害のなる難病患者等			
	知的障害の程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な障害児者	知的障害児者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの（住宅改修を伴うものを除く。）		
火災警報器	障害等級2級以上の障害児者（火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（1世帯につき2台を限度とする。）	15,500	8年
	知的障害の程度が重度又は最重度である障害児者（火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）			
自動消火器	障害等級2級以上の障害児者（火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8年
	知的障害の程度が重度又は最重度である障害児者（火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）			
	難病患者等（火災の発生の感知及び避難が著しく困難な障害児者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）			
電磁調理器	視覚障害2級以上の障害者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000	6年
	知的障害の程度が重度又は最重度である障害者	知的障害者が容易に使用し得るもの		
歩行時間延長 信号機用 小型送信機	視覚障害2級以上の障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	視覚障害児者が容易に使用し得るもの	7,000	10年
聴覚障害者 用屋内信号 装置	聴覚障害2級以上の障害者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者に限る。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含むものとする。）	87,400	10年

透析液加温器	じん臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5年
ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害があり、必要と認められる障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5年
	呼吸器機能に障害のある難病患者等			
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害があり、必要と認められる障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5年
	呼吸器機能に障害のある難病患者等			
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	157,500	5年
人工呼吸器等用非常用電源装置等	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害があり、必要と認められる障害児者並びに呼吸器機能に障害のある難病患者等で、人工呼吸器等の生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を常時使用している者	正弦波の製品で障害児者又は介護者が容易に使用し得るもの	正弦波インバーター発電機 120,000	5年
			ポータブル電源（蓄電池） 60,000	3年
			D C/A Cインバーター（カーインバーター） 45,000	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う障害者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10年
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の障害児者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。原則として学齢児以上のものとする。）	視覚障害児者が容易に使用し得るもの	9,000	5年
視覚障害者用体重計	視覚障害２級以上の障害者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000	5年
視覚障害者用血圧計	視覚障害２級以上の障害者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15,000	5年
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能に障害を有する又は肢体不自由である者であり、発声・発語に著しい障害を有する障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害児者が容易に使用し得るもの	98,800	5年
情報・通信支援用具	視覚障害２級以上又は上肢機能障害２級以上の障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフトで障害者が容易に使用し得るもの	視覚障害者用 200,000	5年
			上肢障害者用 150,000	
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害児者（原則として視覚障害２級以上であり聴覚障害２級とする。）であって必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6年

点字器	視覚障害２級以上の障害児者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10,400	5年
点字タイプライター	視覚障害２級以上の障害児者（本人が就学もしくは就労しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害児者が容易に使用・操作し得るもの	63,100	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	録音再生機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000	6年
		再生専用機 音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	再生専用機 48,000	
		テープレコーダー テープによる録音及び再生が可能な製品であって、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	テープレコーダー 23,000	
視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害２級以上の障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有し、視覚障害児者が容易に使用し得るもの	99,800	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害児者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則として学齢児以上のものとする。）	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000	8年
視覚障害者用時計（触読式・音声式）	視覚障害２級以上の障害児者（原則として音声式時計については、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難なものとする。）	視覚障害児者が容易に使用し得るもの	触読式時計 10,300	10年
			音声式時計 13,300	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害があり又は発声・発語に著しい障害を有する者であり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる障害児者（原則として学齢児以上のものとする。）	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害児者が容易に使用できるもの	30,000	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害児者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害児者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ災害時の聴覚障害児者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害児者が容易に使用し得るもの	88,900	6年
人工喉頭	音声機能障害３級以上であり、喉頭を摘出している障害者	笛式又は電動式で音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100	5年
点字図書	視覚障害があり、主に点字により情報入手する障害児者	点字により作成された図書	-	-

ストマ用具	ぼうこう又は直腸機能障害又は小腸機能障害があり、ストマ造設をしている障害児者	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋（皮膚保護剤・袋を身体に密着させるものを含む。）	蓄便袋 8,900	-
		蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの（皮膚保護剤・袋を身体に密着させるものを含む。）	蓄尿袋 11,700	
ストマ代替用具	3歳以上であって、次のいずれかに該当する者 ①治療によって軽快の見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用具を装着することができない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿又は排便機能障害のある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの ②乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で紙おむつ等の用具類を必要とするもの	紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ、脱脂綿等衛生用品	12,000	-
収尿器	高度の排尿機能障害児者で、収尿器が必要な者	男性用 採尿器と畜尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を備えているもの	男性用 7,700	1年
		女性用 耐久性ゴム製採尿器を有するもの又はポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付のもの	女性用 8,500	
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）3級以上の障害児者（特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者に限る。原則として学齢児以上とする。）	障害児者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ①手すりの取り付け工事及び付帯工事 ②段差の解消工事及び付帯工事 ③滑りの防止や移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更工事及び付帯工事 ④引き戸等への扉の取替え工事及び付帯工事 ⑤洋式便器等への便器の取替え工事及び付帯工事	200,000	-
	下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等			

別表第 2（第 6 条第 3 項関係）

給付券交付者の世帯の階層区分	自己負担率
生活保護法（昭和25年法律第 144号）第 6 条に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）による支援給付受給世帯	0
当該年度の市町村民税の所得割（以下「所得割」という。）の額が 158,400円以下の世帯	
所得割の額が 158,401円以上の世帯	3 分の 1

備考

- 1 所得割の額とは、地方税法（昭和25年法律第 226号）第 292条第 1 項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314条の 2 第 1 項第11号の規定による所得控除については、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314条の 2 第 1 項第11号の規定により算出した額を控除するものとし、地方税法第 314条の 8 及び同法附則第 5 条第 3 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
- 2 現年度分の市町村民税が確定しないときは、前年度分の市町村民税とする。
- 3 給付券交付者が18歳以上の場合の世帯の階層区分については、本人及びその配偶者のみの所得割の額によるものとする。

第 1 号様式（第 4 条第 1 項関係）

日常生活用具給付申請書

年 月 日 （あて先）横須賀市長 申請者住所氏名電話番号続柄		
対 象 者	氏 名	
	生年月日	
身体障害者 手帳又は療 育手帳	番 号	
	交 付 日	
	障 害 名	
	障 害 等 級	
疾 患 名		
希 望 す る 用 具 （点字図書にあっては図書名及び巻数）		
希 望 業 者 名		
（事務処理欄）		

第2号様式（第4条第1項関係）

診 断 書

患者氏名		年 月 日生	男・女
患者住所			
疾患名			
症 状			
在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。 (当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。)			
以上のとおり診断します。 年 月 日 医療機関名 医療機関所在地 電話番号 担当医師氏名			

第 3 号様式（第 4 条第 3 項関係）

日常生活用具給付券

給 付 番 号			給付決定日	
給付券交付者	氏 名		生 年 月 日	
	住 所			
用 具 名				
業 者 名				
自 己 負 担 額				
上記のとおり決定します。 年 月 日 横須賀市長 印				
用具受領年月日	用 具 受 領 者 氏 名		続 柄	

第 4 号様式（第 4 条第 3 項関係）

ストマ用具等給付券

給 付 番 号			給付決定日	
給付券交付者	氏 名		生 年 月 日	
	住 所			
用 具 名				
業 者 名				
自 己 負 担 額				
有 効 期 間				
上記のとおり決定します。 年 月 日 横須賀市長 印				
ストマ用具等受領年月日	ストマ用具等受領者氏名		続 柄	